

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和の要件及び事務に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 工事の請負契約の締結後において、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間
- (5) 当初請負代金額が200万円未満の工事。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が、他の香取市発注工事又は国若しくは地方公共団体発注工事(ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。)の現場代理人(主任技術者を兼務する場合を含む。)を兼任することについて、受注者から申出があり、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないこととし、兼任を認めることができるものとする。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項及び香取市建設工事における技術者の専任に係る事務取扱要領(平成29年香取市告示第67号)に基づき、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの
- (2) 次の全ての条件を満たすもの
ア 兼任する工事は、前項第1号から第4号に該当するものを除き、全て請負代金額が4,500万円未満(建築一式工事にあつては、9,000万円未満)であること。
イ 兼任する工事は、当該工事を含め3件(工期の重複する複数の工事であつて、工作物等に一体性が認められ、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるもので、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が管理するものについては、1件として扱うものとし、現場代理人は同一人を配置できるものとする。)までであること。ただし、前項第5号に該当するものは、件数に含めないものとする。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申出があつたときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 受注者は、当該工事の現場代理人を他の工事の現場代理人と兼任しようとするときは、兼任となる工事のそれぞれの工事担当課に、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出するものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づき届出をした現場代理人に変更があつたときは、改めて、現場代理人兼任届を提出するものとする。

3 受注者は、現場代理人の兼任を解除するときは、兼任となっていた工事のそれぞれの工事担当課に、現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を提出するものとする。ただし、兼任している一の工事がしゅん工した場合等、現場代理人を兼任する必要がなくなったときは、契約継続中の工事の工事担当課に現場代理人解除届を提出するものとする。

4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注機関へその旨を通知するものとする。

5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、前各項の規定を準用するものとする。

(現場代理人等の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

2 受注者は、現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和により、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項による主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日告示第165号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第87号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月22日告示第183号)
この告示は、令和5年1月1日から施行する。
附 則(令和7年3月31日告示第101号)
この告示は、令和7年4月1日から施行する。
附 則(令和7年11月17日告示第154号)
この告示は、公示の日から施行する。
別記第1号様式(第3条第1項)

別 記
第1号様式(第3条第1項)

現場代理人兼任届

年 月 日

香取市長 様

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(受任者)職氏名

次のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。
なお、本件工事の契約に関し、香取市現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
本件工事	工 事 名	
	請負代金額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	監理技術者等	
兼任となる他の工事	発注機関及び 部署名	
	工 事 名	
	請負代金額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	監理技術者等	

※添付書類

- 1. 兼任となる他の工事の契約書の写し(工事名、契約金額、工期、発注者等の記載のある箇所)
 - 2. 兼任となる他の工事の主任技術者等選任通知書の写し
- 注1 当初請負代金額が200万円未満の工事であっても、現場代理人を兼任する場合は、届出の対象となることに留意すること。
- 注2 「兼任となる他の工事」欄が不足する場合は、別紙に記載すること。
- 注3 「兼任となる工事」が追加になる場合は、該当する工事を全て記載した上で、改めて提出すること。

第2号様式（第3条第3項）

現場代理人兼任解除届

年 月 日

香取市長 様

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(受任者)職氏名

次のとおり、現場代理人の兼任を解除することとしましたので届け出ます。

工 事 名	
請負代金額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
現場代理人	
解 除 理 由	☐本件工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 ☐その他（具体的に記載）